

秋の全国交通安全運動

令和8年
9月21日月～9月30日水

秋空に
無事故を誓う
京のまち



電動キックボードに
乗るときも
ヘルメットを！

電動キックボード等の
詳しいルールは

こちら



ドライバーは早めのライト点灯を！



合図横断をしよう！



反射材をつけよう！

令和8年9月1日から生活道路※
における自動車の法定速度が
30 km/h に引き下げられました！

※主に日常生活に利用される、中央線等がない道路



令和8年
4月から

自転車の青色切符(交通反則通告制度)が導入!!!

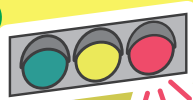
113の反則行為

自転車の違反行為に対して**交通反則通告制度**(★)が導入されました。歩行者に危険を生じさせる行為、交通事故につながる悪質・危険な行為に対して、3,000円から12,000円の反則金が科せられます。

16歳
以上が
対象

携帯電話の
使用等

12,000円



信号無視

6,000円

イヤホン

5,000円

★交通反則
通告制度とは???

違反者が一定期間
内に反則金を納めら
ば、刑事罰が科され
ず処理される制度

自転車に乗る時は
ヘルメットを
着用しましょう

高校生を対象にヘルメットの
購入費を一部補助します

※京都市立高校、及び市内の府立高校が対象

詳しくはこちら

